

大学リーグやまぐち規約

(名称)

第1条 本会は、大学リーグやまぐちと称する。

(目的)

第2条 本会は、山口県内の高等教育機関の連携を深め、また、行政、産業界等と広範なネットワークを形成し、それぞれの特性を活かした様々な連携事業を実施することにより、県内高等教育機関の魅力及び地域貢献力の一層の向上を図るとともに、それぞれの主体が一体となって、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等教育機関の情報発信に関する事業
- (2) 高等教育機関の地域貢献に関する事業
- (3) 高等教育機関の教職員の資質の向上に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、別表に掲げる正会員及び準会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の目的を理解し事業に参画する高等教育機関、行政、その他の組織
- (2) 準会員 本会の事業に賛同し協力する高等教育機関、行政、その他の組織

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
- (2) 副会長（1名）
- (3) 監事（2名）

2 役員は、正会員である高等教育機関、行政、その他の組織（以下「正会員構成機関」という。）の長のうちから代表者会議において互選により選任する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別顧問)

第6条 本会に特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問は、会長が指名する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し代表者会議を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は会計を監査する。

(代表者会議)

第8条 代表者会議は、正会員構成機関の長及び運営委員会の委員長、副委員長で構成する。

2 代表者会議は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 本会の運営に関わる重要事項
- (2) 会員の入退会
- (3) 役員の選任
- (4) 本会の予算の決議及び決算の承認

3 代表者会議は、会長が招集する。

4 代表者会議の議長は会長又はその委任を受けた正会員構成機関の長とする。

5 代表者会議は、会員数の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 議決は議長を除く出席した会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

7 やむを得ず、代表者会議に出席できない構成員は、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した構成員は本条第5項の規定については出席したものとみなす。

(運営委員会)

第9条 本会は、事業運営のため運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項については、別に定める。

(事務局)

第10条 本会の事務局を、山口県総務部学事文書課に置く。

(会計)

第11条 本会の会計は、会員の会費及び負担金、寄附金、補助金及びその他の収入をもって充てることとし、その内容は代表者会議において協議・決定する。

2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

3 会計の取扱いについては、別途会長が定める。

4 監事は経理について年1回の監査を行う。

(規約の改廃)

第12条 本規約の改廃については、代表者会議で審議・決定する。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、代表者会議を経て、会長が別に定める。

別表 1 (正会員)

宇部フロンティア大学
山陽小野田市立山口東京理科大学
至誠館大学
下関市立大学
水産大学校
東亜大学
徳山大学
梅光学院大学
放送大学山口学習センター
山口学芸大学
山口県立大学
山口大学
岩国短期大学
宇部フロンティア大学短期大学部
下関短期大学
山口芸術短期大学
山口短期大学
山口県

別表 2 (準会員)

徳山工業高等専門学校
山口県市長会
山口県町村会

附 則

- 1 この規約は、平成28年10月12日（本会設立の日）から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に大学コンソーシアムやまぐち規約の規定により行われている事業等は、本会に引き継がれるものとする。

大学リーグやまぐち運営委員会規約

(目的)

第1条 大学リーグやまぐち（以下「リーグ」という。）に、大学リーグやまぐち規約第9条の規定に基づき、リーグを適正・円滑に運営するため、大学リーグやまぐち運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) リーグの事業計画に関する事項
- (2) リーグの予算の運用に関する事項
- (3) リーグの事業の円滑な実施に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) リーグの正会員から選任された委員 各1名
- (2) 運営委員会が必要と認める者 若干名

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長はリーグの会長が所属する高等教育機関選出の委員を、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(代理出席)

第6条 委員長は、特別の事情により、委員が運営委員会に出席できない場合は、代理の出席を認めることができる。

(委員以外の出席)

第7条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 運営委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、リーグの事務局において処理する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、運営委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

1 この規約は、平成28年10月12日（リーグ設立の日）から施行する。

2 この規約の施行の際現に大学コンソーシアムやまぐち運営委員会規約の規定により行われている審議等は、大学リーグやまぐち運営委員会に引き継がれるものとする。

【参考1】

宇部フロンティア大学	副学長	杉本 治彦	
山陽小野田市立山口東京理科大学	事務部 教務課長	貞重 明男	
至誠館大学	学生部長	金子 壽一	
下関市立大学	学部長	中嶋 健	
水産大学校	学生部長	須田 有輔	
東亜大学	芸術学部長	川野 裕一郎	副委員長
徳山大学	エクステンションセンター長	中光 義亮	
梅光学院大学	副学長	清水 哲生	
放送大学山口学習センター	所長	阿部 憲孝	
山口学芸大学	副学長	三池 秀敏	
山口県立大学	経営企画部長	浅川 公祥	
山口大学	理事・副学長	田中 和広	委員長
岩国短期大学	入試広報センター長	若本 公夫	
宇部フロンティア大学短期大学部	事務長	久田 博	
下関短期大学	学生部長	堀尾 昇平	
山口芸術短期大学	副学長	三池 秀敏	
山口短期大学	事務長	瀬村 則夫	
山口県	学事文書課長	藤井 義裕	

【参考2】

○ 第8条に掲げる部会：FD・SD部会